

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 5
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	24 - 2	
許認可等	医療特別手当の支給			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (医療特別手当の支給)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。(後略)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (認定)</p> <p>第二十九条 法第二十四条第二項の認定の申請は、医療特別手当認定申請書(様式第九号)に、法第十一条第一項の認定に係る負傷又は疾病についての法第十二条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書(様式第十号)を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の場合において、同項に規定する診断書を添えることができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書をもってこれに代えさせることができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であつて被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>医療特別手当の支給について(法第24条第2項)</u></p> <p>1 法第24条第1項に規定する「負傷又は疾病の状態にある」こととは、当該負傷又は疾病が治癒していない場合をいい、すなわち、当該負傷又は疾病につき治療を要する状態にある場合のほか、食事、運動等についての生活指導等医師の医学的管理のもとにおかれている状態をも含むものであること。なお、その認定に当たっては、多年の経験を有する専門医師の意見を徴する等適正な認定を行うこと。</p> <p>2 法第11条第1項の認定を受けた者であることについての確認は、「認定疾病被爆者名簿」により行うこと。なお、名簿の取扱いについては、被爆者の秘密の保持に遺憾のないよう特段の配慮をすること。</p> <p>3 省令第29条第1項の規定により医療特別手当認定申請書に添えるべき診断書は、原則として指定医療機関の医師の作成に係るものであるが、やむを得ない理由があると認めるときは、被爆者一般疾病医療機関の医師の作成に係るものをもってこれにかえさせることができるものであること。なお、診断書は、申請日前一月以内に作成されたものに限るものとする。</p> <p>4 新たに法第11条第1項の認定を申請中の者についても、法第24条第2項の認定の申請を受理してさしつかえないこと。なお、この場合には、医療特別手当認定申請書に添付すべき診断書は省略してさしつかえないこと。</p>				